



青少年健全育成推進者手帳

令和7・8年度版

調 布 市

目 次

調布市子ども条例	1
令和7・8年度調布市青少年健全育成方針	11
青少年対策の沿革	16
調布市青少年問題協議会	18
調布市青少年問題協議会条例	19
調布市青少年問題協議会専門調査員設置要綱	23
調布市青少年問題協議会事務局設置規程	24
調布市青少年補導連絡会	29
調布市青少年補導連絡会要綱	30
調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会	32
調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会設置規約	33
調布市健全育成推進地区委員会	35
調布市健全育成推進地区委員会規約基準（準則）	36
調布市健全育成推進地区委員会運営指針	39
調布市健全育成推進地区委員会の経費に関する指針	41
調布市健全育成推進地区委員会交付金交付要綱	43
調布市青少年表彰	48
調布市青少年表彰規程	49
東京都青少年の健全な育成に関する条例	53
地域の皆様へのお願い	104
いじめや虐待のないまち宣言	105

調布市子ども条例

平成17年 3月23日条例第2号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人権の尊重（第4条）

第3章 子どもとその家庭への支援（第5条—第12条）

第4章 協働の取組（第13条—第17条）

第5章 計画の推進（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条—第22条）

附則

子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。

子どもは、調布の「宝」、 「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っている。

私たちの願いは、子どもが、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。

そのために、私たちは、日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、児童の権利に関する条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。そのうえで、未来の調布をつくり、平和への願いと国際社会の発展の一翼を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもへの支援に取り組んでいかなければならない。

私たちは、子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し、子どもの育ちや子育てを楽しむことができ、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意する。

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指すことを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもとその家庭への支援の基本理念並びに家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが夢を持ちながら、いきいきと育ち、自立することができるまちづくりを推進し、子どもが健やかに育つことを目的とする。

(子どもの定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の市民をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むものとする。

第2章 人権の尊重

(人権の尊重)

第4条 大人及び子どもは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。

第3章 子どもとその家庭への支援

(子どもの健康の保持増進)

第5条 市は、子どもの心身の健康の保持増進を図るため、健康診断及び健康教育の充実を図るものとする。

2 市は、母子保健に関する総合的な施策を推進するものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(保護を要する子ども等への支援)

第6条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもの援助その他の支援のための体制を整備するものとする。

2 市は、すべての人が、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときに、通告をしやすい環境を整備するものとする。

3 市は、ひとり親家庭等の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

4 市は、障害児の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもの生活の安全確保)

第7条 市は、子どもが犯罪の被害に遭うことを防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、飲酒、喫煙、薬物乱用等の危険性を子どもに啓発し、その飲用又は使用を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもの交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、子どもがいじめに遭うことを防止するとともに、いじめをしないことの教育について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、犯罪又は災害の被害に遭った子どもとその家庭の救済について、

総合的な施策を推進するものとする。

6 市は、子どもが犯罪の加害者になることを防止するとともに、加害者となってしまった子どもとその家庭の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

7 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもにやさしいまちづくりの推進)

第8条 市は、子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ、安全に安心して過ごすことができ、子どもとその家庭が孤立することのない環境の整備に努め、ぬくもりのあるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、子どもとその家庭の住環境の整備、子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備、施設のバリアフリー化等の子どもとその家庭にやさしいまちづくりを推進するものとする。

(子育て家庭への支援)

第9条 市は、保護者の多様な就労形態に対応するとともに、積極的な社会参加を支援するため、仕事と子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、在宅で子育てをしている家庭に対する支援の充実を図るものとする。

3 市は、保育所、学童クラブ等の子どもの施設への入所等を待機する子どもが生ずることのないよう、積極的にその対策を講ずるものとする。

4 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスの提供を推進するものとする。

(子どもの相談体制の充実)

第10条 市は、子どもに関する相談を行う機関及び市民団体等と密接な連携を図り、子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制を構築することにより、子どもとその家庭の救済及び回復並びに特別な教育的配慮を必要とする子どもの支援の充実を図るものとする。

(地域の資源の活用)

第11条 市及び大人は、地域が子どもの育ち及び人とのふれあいの場であり、人間関係を豊かにする場であることに配慮し、子どもが安心して遊び、活動することができる環境づくりに努めるものとする。

2 市は、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することができるよう整備することにより、地域における子どもとその家庭への支援の充実を図るものとする。

(子どもの社会参加の促進)

第12条 市は、子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加をする機会を拡充し、子どもの意見がまちづくりに反映される

よう努めるものとする。

- 2 市及び大人は、個性を伸ばし、人間性を豊かにする文化的・社会的活動に対し、積極的な支援を行うとともに、子どもがその活動に参加し、体験することができる場を確保するよう努めるものとする。

第4章 協働の取組

(家庭の役割)

第13条 家庭は、子どもが育ち、人格を形成するうえで最も大きな役割を担っていることを自覚し、子どもとのふれあいを大切にしよう努めなければならない。

- 2 家庭は、子どもが、基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう自らが範を示すとともに、豊かな人間性をはぐくむことができるよう努めなければならない。

(学校等の役割)

第14条 学校等は、集団生活をとおして、社会性、基礎学力、考える力、創造力等を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って将来への可能性を開いていくために、家庭、地域及び市と協働して教育を推進するものとする。

- 2 学校等は、積極的に教育活動等の内容を公表し、地域に開かれた体制及び子どもが相談しやすい環境を整えるとともに、人権教育及びいじめの防

止に関する教育を推進するものとする。

- 3 学校等は、子どもに対し、家庭を築くこと、子どもを育てること等に関する教育、啓発、情報提供等の取組を推進するものとする。

(地域の役割)

第15条 大人は、子育てを地域全体で取り組まなければならない課題ととらえ、子どもの支援に積極的にかかわり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

- 2 大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めなければならない。
- 3 大人及び子どもは、体罰を加え、又は暴力を振るってはならない。
- 4 大人は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の定めるところにより、速やかに通告しなければならない。

(事業主の役割)

第16条 事業主は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者が子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければな

らない。

- 2 子どもを雇用している事業主は、その健康の保持及び成長等に十分に配慮しなければならない。

(市の役割)

第17条 市は、常に子どもの最善の利益に配慮し、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとともに、差別、暴力その他の人権侵害から守られるよう、子どもとその家庭への支援に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、家庭、学校等、地域及び事業主における子どもとその家庭への支援について、相互の連携を図り、総合的な調整を行うことにより、協力体制を構築するものとする。
- 3 市は、前項の規定による調整に当たっては、必要に応じて国及び東京都に協力を求めるものとする。

第5章 計画の推進

(行動計画の策定等)

第18条 市は、子どもとその家庭への支援を推進するため、その施策に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、行動計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映するよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民の理解及び協力を得られる

よう努めるものとする。

- 3 市は、行動計画を効果的に推進するため、その評価を行い、必要に応じて改定を行うものとする。

(ネットワークの構築)

第19条 市は、行動計画を総合的に推進するため、関係機関との連絡調整を図り、子どもとその家庭への支援のためのネットワークを構築するものとする。

第6章 雑則

(広報)

第20条 市は、この条例の定める理念及び内容について、市民の理解を深めるよう、広報活動により広く周知を図るものとする。

(意見の反映)

第21条 市は、子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

令和7・8年度調布市青少年健全育成方針

次代を担う青少年が家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望をもち、いきいきと育つまちをつくることは、全ての市民の願いです。その実現に向けて制定した「調布市子ども条例」の精神のもと、令和7・8年度における調布市青少年健全育成方針を以下のとおり定めます。

近年、青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しています。令和4年4月には成年年齢が18歳に引き下げられ、また、令和5年12月には全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目的とした「こども大綱」が制定されるなど、社会的にも大きな変化がありました。

その一方で、従来からのいじめ・差別・自殺・不登校・ひきこもりといった諸問題に加え、近年では、地域社会の人間関係の希薄化などから、青少年の社会参加の機会が減少しており、青少年の規範意識の低下やマナーの悪さなども指摘されています。

また、スマートフォンやSNSの普及にともない自撮り被害¹や闇バイト²等の犯罪被害やSNS等における誹謗中傷の書き込みなどのインターネット上のいじめ問題、大麻や危険ドラッグなどをはじめとする違法薬物の乱用の広がりなど、SNSに起因する様々な問題も生じています。

そのほか、家族の介護や看病等を担うことで青少年に過剰な負担がかかるヤングケアラーといった新たな問題も生じています。

これらの多様かつ複合的な問題の解決に向けては、行政が実施する施策に

¹ 自撮り被害：だまされたり、脅されたりして、自分の裸の画像等を撮影させられたうえ、メールやSNS等で送信させられる被害のこと。

² 闇バイト：SNS等で高額な報酬をうたって犯罪へと誘うときに使われることば。

青少年の意見を反映させながら、関連する諸団体等が連携・協力し対策を推進するとともに、青少年を孤立させず、地域全体で支えていく社会を築くことが重要となります。

青少年が心身ともに健康で心豊かに成長し、生活するうえで必要な能力及び他者との協調性や人間関係能力を高めるとともに感受性を高め、次代の担い手として活躍できるよう、次のとおり重点目標を設定し、家庭、学校、地域及び行政が連携・協力して、青少年の健全育成のための諸施策を推進していきます。

重点目標

1 家庭・学校・地域・行政の連携による青少年への支援

青少年にとって、家庭は基本的な生活習慣や社会規範を身に付けるために最も大きな役割を担っています。また、学校では集団生活を通じて青少年の社会性や創造力等を養うほか、地域においては、周囲の大人の見守り等により、青少年が健やかに育つ環境づくりに努めることが重要となります。一方で、行政は、青少年を取り巻く状況を的確に把握し、青少年の健全育成に係る総合的な調整を図り、有効な施策を遂行する役割を担っています。

さらに、「こども大綱」ではライフステージ³を通じた切れ目のない支援の必要性をうたっていることから、青少年が健康で心豊かに成長できるよう、これらの役割を担う家庭・学校・地域・行政が連携を図りつつ、年齢等により支援の手が途切れることがないように青少年への積極的な支援を行います。

³ ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期などのそれぞれの段階のこと。

【推進事項】

- ・しつけ等家庭教育の充実
- ・子育てへの支援
- ・家族内コミュニケーションの増進
- ・食育の推進
- ・児童虐待防止のための連携強化
- ・ヤングケアラー対策
- ・教育相談，スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等相談機能の充実
- ・いじめの未然防止及び早期発見の取組の強化
- ・あいさつ運動の推進
- ・困難を抱える子ども・若者への支援

2 青少年の社会参加活動の推進

青少年は，文化，スポーツ，レクリエーション，ボランティアなどの様々な活動に参加することで，個性を伸ばし，人間性を豊かにするとともに，地域社会の一員であることを自覚することができます。

こうした様々な体験活動を通じて，青少年が互いを尊重し，次代の担い手として活躍できるよう，青少年の社会参加活動を推進します。

【推進事項】

- ・オリンピック・パラリンピックを契機とした多様性を認め合える活動の推進
- ・文化・スポーツ・レクリエーション活動への支援
- ・様々な体験活動の充実
- ・ボランティア活動推進のための機会提供

- ・青少年の居場所の充実

3 健全な環境づくりと非行防止活動の推進

調布駅は京王線本線と相模原線が交わる位置にあり、他市から青少年が集まりやすい状況にあることに加え、青少年を犯罪等の被害から守るためには、調布駅周辺における健全な環境づくりは特に重要な意味を持ちます。

あわせて、SNS等を通じて青少年が振り込め詐欺における受け子や闇バイト、違法薬物の販売等のトラブルに巻き込まれることのないよう、予防のための取組も重要です。

青少年を有害な環境から守るために、フィルタリング⁴やペアレンタルコントロール⁵の活用など、インターネットを利用するうえで有効な機能について周知するとともに、薬物の危険性について啓発するなど、積極的な広報活動を行うほか、市内における補導件数を注視するとともに地域における見守りを強化し、健全な環境づくりと非行防止活動を推進します。

【推進事項】

- ・インターネット上の有害環境のほか、不健全な電子メディアや図書類等から青少年を守る対策の強化
- ・青少年の性被害撲滅への啓発の強化
- ・健全な地域環境づくりの推進
- ・安全な地域づくりの推進

⁴ フィルタリング：子どもに閲覧させたくない情報（アダルト、暴力、出会い系など）を表示させない機能のことをいう。子どもがブラウザで情報を検索しても年齢にふさわしくないコンテンツの場合は表示されないようにすることができる。

⁵ ペアレンタルコントロール：子どもが安全にインターネットやスマートフォン、ゲーム機等を利用できるように保護者が様々な機能の制限をかけることをいう。Web閲覧やアプリのダウンロード、使用時間を制限することなどを指す。フィルタリングはペアレンタルコントロール機能のうちの1つである。

- ・薬物乱用や非行を防止する教育及びその啓発活動の強化

4 青少年の居場所の充実

青少年にとっての居場所とは家庭や学校だけではなく、児童館などの公共施設、さらには好きなことをしたり逆に何もしないで過ごす場所や時間など、安全に安心して過ごせる環境が居場所となります。

青少年の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、青少年の声を聴きながら居場所の充実を図ります。

【推進事項】

- ・児童館等青少年の居場所の充実
- ・青少年の意見聴取と事業への反映

青少年対策の沿革

戦後の混乱期にスタートしたわが国の青少年対策は、増加する青少年の非行にいかに対処するかが大きな課題でした。国会でもこの問題を特に重視し、衆参両院において「青少年犯罪防止に関する決議」を行っています。

昭和24年、内閣官房に「青少年問題対策協議会」が設置され、青少年の指導、保護、矯正に関する総合的な対策を樹立し、その適切な実施を図ることとされましたが、この協議会がわが国における青少年対策の中核的役割を果たしてきた「青少年問題協議会」の前身です。

昭和24年9月、政府は「地方青少年問題協議会設置要綱」を閣議決定し、都道府県市町村においても同種地方機関を早急に結成し、活動するよう内閣官房長官名をもって都道府県知事あてに通達し、これによって昭和24年11月、東京都に「青少年問題協議会」が発足しました。

昭和28年7月には青少年問題協議会設置法が制定され、都においても、都下各市に対してその設置を勧奨し、調布市においては昭和31年3月に「調布市青少年問題協議会条例」が制定され、「調布市青少年問題協議会」が設置されました。

昭和30年9月には調布市青少年問題協議会の下部組織として「調布市青少年補導連絡会」が設置され、青少年の非行化防止のための問題青少年の保護、指導、矯正に関する連絡協議機関として今日までたゆまぬ活動を続けています。さらに、昭和35年には調布市青少年問題協議会の下部組織として「青少年対策地区委員会」が市内を5地区に分けて組織され、その後、昭和38年には独立した民間の自主的地域組織活動団体として位置づけられました。

昭和39年頃の高度経済成長期といわれていた時代では、子ども集団の育成も強く叫ばれていました。組織改革後の調布市の青少年対策地域活動も子ども会作りがその中心で、この運動は青少年対策地区委員会を通じて全市的に

展開され、昭和49年2月には「調布市子ども会連合会」が発足しました。

昭和50年頃はオイルショックを契機にインフレ狂乱物価の時代に突入し、受験教育体制が強まるなど社会の急激な変化がみられ、地域や家庭、学校との摩擦に起因する非行も目立ってきました。このため、昭和48年5月、青少年問題協議会に学識経験者で構成された専門委員会が設置され、調布市における青少年対策も新たな方向に踏み出しました。

その後、青少年を取り巻く社会環境の急激な変化や青少年の意識の多様化に起因した問題行動に対して地域の教育力の重要性と青少年健全育成の総合的展開の必要性が指摘されてきたことを踏まえ、平成11年4月に青少年対策地区委員会と子ども会連合会が統合し、新たに「調布市健全育成推進地区委員会」が組織されました。地区委員会は地域住民や青少年団体と連携を図りながら地域における青少年健全育成に対する中心的な役割を担うこととなり、現在に至るまで活動を継続しています。

調布市青少年問題協議会

一般的には「青少協」と呼ばれ、市長を会長に青少年に関する機関、団体の代表等が全市的な視野から連絡や調整、協議し、時に青少年問題に関する総合的施策の検討をするために必要な事項を調査審議し、市長に対し意見具申をすることができるとともに各団体へ要請したりする独自の性格を持つ機関です。

現在の調布市青少年問題協議会は、「青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法第1条」に基づき、昭和31年3月、市条例第1号により設置されました。この協議会は、法律及び条例にもとづいて、会長に市長をあて、市長の委嘱による委員13名をもって構成され、随時会議を開催することになっています。

また、調布市青少年問題協議会には専門調査委員会が設置されており、青少年問題の調査研究が行われています。

調布市青少年問題協議会条例

昭和31年 3月 6日 条例第1号

改正

平成12年 3月24日 条例第23号

平成25年12月17日 条例第48号

平成27年 3月23日 条例第28号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)

第1条の規定により、調布市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第2条に規定する所掌事務をつかさどる。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 8人以内
- (2) 関係行政機関の職員 2人以内
- (3) 市職員 3人以内

(委員の任期)

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。た

だし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置く。
- 4 副会長は、委員が互選する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(専門調査員)

第7条 市長は、協議会に専門の事項を調査させるため必要があると認めたときは、専門調査員を置くことができる。

- 2 専門調査員は、第3条第2号に掲げる委員のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門調査員の任期は、当該専門の事項の調査に要する期間として市長が指定する期間とする。

(定足数及び表決数)

第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第5条第2項（法第7条第2項を法第3条第2項に改める部分に限る。）の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成25年12月17日条例第48号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の調布市青少年問題協議会条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第2項の規定により委嘱された専門委員は、この条例による改正後の調布市青少年問題協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定により委嘱される専門調査員とみなし、その任期に係る改正後の条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「当該専門の事項の調査に要する期間として市長が指定する期間」とあるのは、「改正前の条例第7条第2項の規定によ

り専門委員として委嘱された日から平成26年6月30日まで」とする。

附 則（平成27年3月23日条例第28号）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

調布市青少年問題協議会専門調査員設置要綱

昭和62年3月14日

1 設置の目的

調布市青少年の意識調査の実施に伴い、調布市青少年問題協議会条例（昭和31年調布市条例第1号）第7条の規定に基づき、調布市青少年問題協議会専門調査員（以下「専門調査員」という。）を設置する。

2 委嘱

専門調査員は、調布市青少年問題協議会委員のうちから市長が委嘱する。

3 任期

専門調査員の任期は、2年とする。

4 委員数

専門調査員は、4人以内とする。

5 報告

専門調査員は、調査・啓発事項についての結果を市長に報告する。

6 報酬

委員の報酬については、調布市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例規則（昭和40年調布市規則第6号）に定めるところによる。

7 庶務

専門調査員会の庶務は、調布市青少年問題協議会事務局において行う。

調布市青少年問題協議会事務局設置規程

昭和51年10月1日訓令第18号

改正

昭和56年4月1日訓令第8号	昭和60年3月27日訓令第2号
昭和60年5月30日訓令第12号	昭和61年3月31日訓令第9号
平成元年3月31日訓令第13号	平成7年3月31日訓令第2号
平成9年3月31日訓令第6号	平成10年3月31日訓令第4号
平成13年3月30日訓令第2号	平成15年3月31日訓令第3号
平成19年3月30日訓令第8号	平成20年3月25日訓令第3号
平成21年3月24日訓令第3号	平成24年3月30日訓令第5号
平成27年3月31日訓令第8号	令和3年3月31日訓令第6号
令和5年3月31日訓令第10号	

(設置)

第1条 調布市の青少年対策に関する施策の円滑な推進を図り、もって青少年の保護、育成に寄与するため、調布市青少年問題協議会に事務局を置く。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 調布市青少年問題協議会の庶務に関すること。
- (2) 青少年対策について基本的かつ重点的な事項の立案に関すること。

(3) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(4) 青少年問題に関する資料の収集及び作成に関すること。

(組織)

第3条 事務局は、事務局長及び幹事をもって組織する。

2 事務局長は、子ども生活部児童青少年課長の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、行政経営部企画経営課長、行政経営部広報課長、生活文化スポーツ部産業振興課産業労働支援センター担当課長、子ども生活部子ども政策課長、福祉健康部健康推進課長、環境部環境政策課生活環境担当課長、教育部指導室長、教育部社会教育課長及び東部公民館長の職にある者をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、市長は、調布警察署の職員のうちから幹事を委嘱する。

(庶務)

第4条 事務局の庶務は、子ども生活部児童青少年課において処理する。

附 則

この訓令は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年4月1日訓令第8号抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月27日訓令第2号抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月30日訓令第12号）

この訓令は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日訓令第9号抄）

（施行期日）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日訓令第13号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日訓令第2号抄）

（施行期日等）

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成6年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日訓令第6号抄）

（施行期日等）

1 この訓令は、平成9年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るもの

から適用する。ただし、平成8年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日訓令第4号抄）

（施行期日等）

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成9年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日訓令第2号抄）

（施行期日等）

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。ただし、平成12年度予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日訓令第3号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るものから適用する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行し、同日以後の決裁に係るもの

から適用する。

附 則（平成20年3月25日訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日訓令第3号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成27年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第6号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第10号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

調布市青少年補導連絡会

青少年補導連絡会は、青少年問題協議会の下部組織として位置づけられ、市内における青少年の補導と非行に関する連絡・協議及び実態把握を行うことで青少年の健全な育成に寄与することを目的として設置されたものです。

連絡会は、青少年問題について深い理解と広い知識をもった保護司，民生児童委員，調布警察署関係者，市内小・中・高等学校教諭，健全育成推進地区委員会，関係行政機関等によって構成されており，非行防止の推進に向けた協議を行うほか，市内における非行防止街頭パトロールなどの活動を実施しています。

調布市青少年補導連絡会要綱

令和7年2月28日要綱第20号

第1 設置

市内における青少年の補導と非行に関する連絡・協議及び実態把握を行うことにより、青少年の健全な育成に寄与するため、調布市青少年問題協議会の下部組織として調布市青少年補導連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

第2 所掌事項

連絡会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市内における青少年の補導状況及び非行化の傾向に関する情報の交換
- (2) 市内における青少年の非行防止に向けた取組に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 構成

連絡会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 調布保護司会関係者 2人
- (2) 調布市民生児童委員協議会の構成員 1人
- (3) 調布警察署関係者 3人
- (4) 東京都多摩児童相談所の構成員 1人
- (5) 市内所在の小・中・高等学校教諭 各1人
- (6) 調布市公立学校PTA連合会の構成員 1人
- (7) 健全育成推進地区委員会の構成員 2人
- (8) 調布市教育委員会指導室の職員 1人

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第4 会長及び副会長

連絡会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

第5 招集

連絡会は、会長が招集する。

第6 意見の聴取

会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連絡会に出席させ、その意見を聴くことができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、子ども生活部児童青少年課において処理する。

第8 秘密保持

連絡会に出席した者は連絡会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会

青少年を取り巻く社会環境の変化及び青少年の意識の変化などから、ますます多様化していく青少年問題に対して、各地区委員会では、それぞれの地区を対象に、その地域の実情に即した実践活動が進められています。

非行を始めとする問題行動の増加、深刻化等に見られる現在の青少年問題への基本的対応方策については、その問題状況を広い視野からの確に把握するとともに、今後への青少年対策のあり方という長期的かつ総合的な観点に立ち、各分野における基本的な対応方策の検討が強く要請されています。

この状況を踏まえ、本市における各地区委員会の統合（組織）の確立化により調整一元化された協力体制のもと、青少年問題に対する全市的施設の展開を図っていくため、本協議会が設置されています。

調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会設置規約

(名称)

第1条 本会は、調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、調布市子ども生活部児童青少年課に置く。

(目的)

第3条 本会は、調布市健全育成推進地区委員会（以下「地区委員会」という。）相互の連絡調整を図り、調布市全域における事業を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、地区委員会の会長で構成する。

(活動)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、下記の活動を推進する。

- (1) 地区委員会及び各種団体との連絡調整、情報交換に関すること。
- (2) 研修会、講演会に関すること。
- (3) 豊かな心を育むための事業に関すること。
- (4) 環境の浄化活動に関すること。
- (5) その他、青少年の健全育成に関して必要な事項。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名

2 理事は、小学校設立順で選出する。

3 会長は、地区委員会の会長の互選により選出する。

4 副会長は、理事の互選により選出する。

(掌理事項)

第7条 役員の掌理事項は次による。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、連絡協議会の運営を円滑に進めるために、会長、副会長を補佐する。

(任期)

第8条 役員の任期は、地区委員会の任期の2年とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、理事会及び連絡協議会とし、会長が招集し、第5条の活動に関する事項を協議決定する。

2 この規約に定めのない事項は、理事会で決定する。

調布市健全育成推進地区委員会

「調布市健全育成推進地区委員会」は、青少年対策地区委員会と子ども会連合会が統合し平成11年4月に組織されたもので、今日に至るまで活発な活動を続けています。なお、平成22年11月には健全育成推進地区委員会発足50周年記念式典を開催し、青少年の健全育成に多大なご貢献を頂いた60人の地区委員の方へ感謝状の贈呈を行っています。

地区委員会は、青少年問題協議会で調整された施策に協力するとともに、地域の実情に応じた施策を選択し、効果的に地域の関係者及び団体が協力し合って青少年対策に関する諸事項を推進する活動母体です。また、青少年の健全育成及び青少年問題等について地域社会の実情を青少年問題協議会を通じて諸施策に反映させることもできます。

地区委員会の活動目的は地域における青少年の健全育成を図ることであり、地区の実情に即した対策を考える連絡調整の機能と、地区における望ましい健全育成のための事業活動を生み出す機能を有しており、地区ごとに特色のある活動を行っています。

現在、地区委員会は、市立小学校通学区域を単位として20地区で設置されており、全地区で約600名の委員が各地域で活動していますが、その構成は、その区域内の小・中・高等学校、小・中・高等学校のPTA、子ども会、自治会、青少年関係団体を代表する者のほか、青少年の健全育成に熱意のある者であり、任期は2年となっています。

調布市健全育成推進地区委員会規約基準（準則）

（名称）

第1条 本会は、調布市健全育成推進●●地区委員会と称し、事務所を調布市●●町●●番地に置く。

（目的）

第2条 本会は、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年問題協議会をはじめとする青少年関係機関及び青少年関係団体と連携し、地域における青少年健全育成事業を推進する。

（定義）

第3条 この規約基準（準則）において、「青少年」とは、18歳未満の者をいう。

（活動）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を地区の実情に即し、効果的に実施する。

- (1) 青少年の地域活動を援助し、積極的な社会参加を促していく。
- (2) 地域の子ども会を育成し、その活動を支援していく。
- (3) 地域の子ども会の相互扶助事業を実施していく。
- (4) 青少年団体を育成し、その活動を支援していく。
- (5) 青少年のボランティア活動を促進していく。
- (6) 青少年に有害な環境の浄化活動を推進していく。
- (7) その他青少年の健全育成について必要なこと。

（選考委員会）

第5条 本会は、委員の選考にあたり選考委員会を置き、次に掲げる者の中から5名以内の委員で構成するものとする。

- (1) 地域の小学校、中学校及び高等学校のPTAを代表する者。

- (2) 地域の子ども会を代表する者。
- (3) 地域の青少年関係団体を代表する者。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に熱意のある者。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる30名以内の者で構成する。

- (1) 地域の小学校、中学校及び高等学校を代表する者。
- (2) 地域の小学校、中学校及び高等学校のPTAを代表する者。
- (3) 地域の子ども会を代表する者。
- (4) 地域の自治会を代表する者。
- (5) 地域の青少年関係団体を代表する者。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に熱意のある者。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(部会)

第8条 本会に、第4条の活動を推進するため、次の部会を置くことができる。

- (1) 文化・スポーツ部会
- (2) レクリエーション・リーダー養成部会
- (3) 啓発活動部会

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置くことができる。

会長1名、副会長2名、監事2名、書記2名、会計2名、部会長3名。

- (1) 会長、副会長、監事は総会において選出する。
- (2) 書記、会計は会長が選任する。
- (3) 部会長は各部会において選出する。

(掌理事項)

第10条 役員の掌理事項は次による。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は本会の会務及び経理の監査にあたる。
- (4) 書記は会議を記録し、その他必要な事務にあたる。
- (5) 会計は会計事務にあたる。
- (6) 部会長は部会を掌理する。

(会議)

第11条 委員会は会長が招集し、本会の事業実施に関する事項を協議決定する。

- 2 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。
- 3 部会は部会長が招集し、必要に応じ開催するものとする。
- 4 総会は、年1回開催するものとする。

附 則

この規約は、平成11年1月19日から施行する。

調布市健全育成推進地区委員会運営指針

1 地区委員会の目的

地区委員会は、青少年をめぐる社会環境の浄化に努めるとともに、地域社会における青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

2 地区委員会のあり方

地区委員会は、その目的を果たすため、地域社会の力を結集し、青少年問題協議会（以下「協議会」という。）において調整した施策に協力するとともに、その構成員の属する青少年関係機関団体等の固有の役割をより効果的に果たすため、その施策の実施について連絡調整を図るとともに、地区の事情に応じた施策を選択して効果的に実施するものとする。

3 地区委員会の活動目標

地区委員会は「調布市健全育成推進地区委員会規約基準」第4条の(1)から(7)までの事項を活動目標とする。

4 地区委員会の活動方針

活動に当たっては、下記のとおり他の組織団体との関係及び実施事項の選択に留意する。

(1) 協議会との関係

協議会と地区委員会は下記2点において、表裏一体相互補完の関係を有するものとする。

ア 地区委員会は、協議会において調整された青少年対策を推進させる母体であること。

イ 地区委員会は、地域社会の力を結集し、統一された意志を協議会を通じて、各種の施策に反映させること。

(2) 他の関係団体との関係

地区委員会の活動は、自主的活動と関係機関の施策に対する協力的活動とし、自主的活動を行う場合には、その本来の機能である連絡調整を十分に行うことによって、そのなすべき役割を明らかにし、その施策が競合しているような誤解をまねくことのないようにすること。

協力活動を行う場合には、関係機関の指導援助を求めるほか、地区委員会は青少年問題に関する地方公共団体の行政効果を地域の末端に浸透させる場であるという観点にたち、家庭と直結した活動をすること。

なお、他の民間団体の活動については、地区委員会は常に後ろから援助の手をさしのべるという態度が望ましい。

(3) 具体的な実施事項については、おおむね下記の基準に該当する施策を選択するものとする。

ア 地域内関係機関団体等の全体にわたり、単独で実施するよりも総合的に実施した方がより効果的なもの。

イ 実施することにより、他の機関団体等の活動及びその成果を促進するもの。

ウ 地域の実情に応じ時宜を得たもの。

5 地区委員会の設置単位

公立小学校の通学区域とする。

調布市健全育成推進地区委員会の経費に関する指針

1 目的

地区委員会の運営及び活動に要する経費について適正かつ効果的な運用を図ることを目的とし、もって地域社会における青少年対策の推進に寄与するものとする。

2 基本方針

- (1) 委員会に交付される経費（以下「地区費」という）については、「健全育成推進地区委員会規約基準」及び「地区委員会運営指針」に基づき、支出しなければならない。
- (2) 委員会に交付される経費は、委員会の基本方針に基づいて、計画的に支出されなければならない。

3 具体的事項

基本方針を達成するために、次に掲げる事項について特に留意すること。

(1) 支出額と活動効果のバランス

地区活動は、「健全育成推進地区委員会規約基準」第4条及び第11条、「地区委員会運営指針」第4項に規定するものについて地域の実情に即し、適正な方策を選択し、自主的に企画立案するものとし、常にその効果を推測し経費とのバランスを失わないよう考慮する。

(2) 地区費の支出

地区費は、地区内に所在若しくは関係する単位団体又は個人に給与し、分配してはならない。

また、委員は地区費を一括管理し、常にその経理を明らかにしておかなければならない。

(3) 予算書の作成

年度当初において、委員会は協議会が調整した基本方針を組み入れ、年間を通じて平均した活動を行えるよう活動計画を樹立するとともに、それに基づく、予算書を作成しなければならない。予算書は、地域の実情の変化により活動計画の変更を余儀なくされる場合は、委員会の総意により調整することができる。

(4) 精算書の作成

年度末において、委員会は年間の活動及び地区費の支出の決算を行い、精算書を作成しなければならない。

調布市健全育成推進地区委員会交付金交付要綱

平成20年 3月31日要綱第51号

改正

平成26年 3月31日要綱第21号

平成31年 1月31日要綱第 6号

令和 4年 3月31日要綱第47号

第1 目的

この要綱は、調布市健全育成推進地区委員会（以下「地区委員会」という。）の活動に対して調布市健全育成推進地区委員会交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、地域における社会環境浄化の活動及び非行防止活動並びに青少年の社会参加及び地域活動の機会を充実し、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする。

第2 交付対象経費

交付対象となる経費は、地区委員会が行う次の各号に掲げる活動に要する費用とする。

- (1) 青少年の非行防止及び啓発活動
- (2) 青少年の社会参加及び社会貢献を促進する活動
- (3) 前2号に掲げる活動を推進するための研修会、講演会、懇談会等の実施に関する活動
- (4) 青少年の意見表明、体験発表及び行政参加に関する活動

(5) 青少年の体育、文化及びレクリエーション活動

(6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成を図るための活動で、市長が適当と認めるもの

第3 交付金の額

交付金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が別に定める。

第4 交付申請

交付金の交付を受けようとする地区委員会の代表者は、交付金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 地区委員会活動計画書（第2号様式）

(2) 地区委員会予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第5 交付決定

市長は、第4の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、交付金の交付の可否を決定し、交付金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした地区委員会の代表者に通知するものとする。

第6 交付請求

地区委員会の代表者は、第5の規定による通知を受けたときは、速やかに交付金請求書（第4号様式）により、市長に請求するものとする。

第7 支払

市長は、第6の規定による請求の内容が適当と認めるときは、速やかに当該請求をした地区委員会の代表者が指定する金融機関の口座に振り込みの方法により交付金を支払うものとする。

第8 実績報告等

交付金の支払を受けた地区委員会の代表者は、支払を受けた交付金に係る会計年度が終了したときは、速やかに地区委員会実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地区委員会活動報告書
- (2) 地区委員会決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付金交付の目的に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金確定通知書（第6号様式）により、当該地区委員会の代表者へ通知するものとする。

3 交付金の支払を受けた地区委員会の代表者は、前項の規定により交付金の額が確定された場合において、既に支払われている交付金の額が当該確定された交付金の額を上回るときは、当該上回る額の交付金を返還しなければならない。

第9 交付決定の取消し等

市長は、交付金の支払を受けた地区委員会の代表者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した交付金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 交付金を他の目的に使用したとき。
- (3) 交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は交付金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日要綱第21号）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の調布市健全育成推進地区委員会交付金交付要綱の様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年1月31日要綱第6号）

- 1 この改正は、平成31年2月1日から施行する。

2 この改正による改正後の調布市健全育成推進地区委員会交付金交付要綱の規定は、平成30年度以後の調布市健全育成推進地区委員会交付金に係るものについて適用し、同年度前の補助金に係るものについては、なお従前の例による。

調布市青少年表彰

調布市青少年表彰は、地域社会に好影響もたらした善行のあった青少年及び青少年団体を表彰することにより、青少年が自主、自立、自発の意欲に目覚め、他人を思いやる共感性を養い、たくましく生きていく精神がはぐくまれる、より良き社会環境づくりに寄与することを目的とした表彰制度です。

表彰の対象となる青少年は、

- ・市内在住、在勤、在学で18歳までの者
- ・市内に事務所又は事業所を有し、過半数が18歳までの者で構成された団体

であり、例年、地域において様々な活動を行っている青少年及び青少年団体が候補者として推薦されています。

なお、推薦された候補者については、調布市青少年問題協議会にて厳正な審査を行い、被表彰者を決定いたします。

調布市青少年表彰規程

昭和58年10月29日訓令第12号

改正

昭和63年11月30日訓令第18号 平成9年12月1日訓令第12号

平成18年1月30日訓令第1号 令和3年10月28日訓令第14号

令和5年7月20日訓令第14号

(目的)

第1条 この規程は、地域社会に好影響をもたらした善行のあった青少年及び青少年団体を表彰することにより、青少年が自主、自立、自発の意欲に目覚め、他人を思いやる共感性を養い、たくましく生きていく精神が育まれる、より良き社会環境づくりに寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市内在住、在勤又は在学の18歳までの者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、過半数が18歳までの者で構成された団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

(表彰の基準)

第3条 表彰を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する

青少年及び青少年団体とする。

- (1) 青少年関係団体の活動に協力し、指導に当たってその功績が顕著であるもの
 - (2) 社会福祉活動、社会環境の美化等の奉仕活動により青少年の模範と認められるもの
 - (3) 防犯、防火、交通安全等に係る啓発活動を積極的に行い、その功績が顕著であるもの
 - (4) 風水害、火災等の防護並びに交通事故、水難事故その他の事故の防止及び救助活動を行い、その功績が顕著であるもの
 - (5) 地域行事への参加その他の社会貢献活動を積極的に実施し、青少年の模範と認められるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が青少年の模範となる善行及びこれに準ずる行為があったと認めたもの
- (表彰の時期)

第4条 表彰の日は、別に定める。

(被表彰者の推薦)

第5条 市長は、第3条の規定に該当するもので、関係行政機関、青少年関係団体又は市民から推薦を受けたもののうちから表彰するものとする。

2 前項の規定により被表彰者を推薦しようとする者は、推薦調書（個人に

あつては第1号様式，団体にあつては第2号様式)を作成し，市長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者の決定は，表彰の適正を期するため，調布市青少年問題協議会の審査を経て市長が行うものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は，表彰状を授与する方法により行う。

(適用除外)

第8条 調布市表彰条例（昭和34年調布市条例第28号）及び調布市教育委員会表彰規程（昭和55年調布市教育委員会訓令第1号）で同様の事由により表彰を受けたものは，重ねて表彰しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附 則

この訓令は，昭和58年11月1日から施行する。

附 則（昭和63年11月30日訓令第18号）

この訓令は，昭和63年12月1日から施行する。

附 則（平成9年12月1日訓令第12号）

この訓令は，平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成18年1月30日訓令第1号）

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（令和3年10月28日訓令第14号）

この訓令は、令和3年10月29日から施行する。

附 則（令和5年7月20日訓令第14号）

この訓令は、令和5年7月21日から施行する。

東京都青少年の健全な育成に関する条例

昭和三十九年八月一日条例第一八一号

目次

前文

第一章 総則（第1条—第4条の三）

第二章 優良図書類等の推奨等（第5条—第6条）

第三章 不健全な図書類等の販売等の規制（第7条—第18条の二）

第三章の二青少年の性に関する健全な判断能力の育成（第18条の三—第18条の七）

第三章の三児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務（第18条の八・第18条の九）

第三章の四インターネット利用環境の整備（第18条の十一—第18条の十三）

第四章 東京都青少年健全育成審議会（第19条—第24条の二）

第五章 罰則（第24条の三—第30条）

第六章 雑則（第31条）

付則

われら都民は、次代の社会をになうべき青少年が、社会の一員として敬愛され、かつ、良い環境のなかで心身ともに健やかに成長することをねがうものである。

われら都民は、家庭及び勤労の場所その他の社会における正しい指導が、青少年の人格の形成に寄与するところきわめて大なることを銘記しなければならない。

われら都民は、心身ともに健全な青少年を育成する責務を有することを深く自覚し、青少年もまた社会の成員としての自覚と責任をもつて生活を律するように努めなければならない。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、青少年の環境の整備を助長するとともに、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者をいう。
- 二 図書類 販売若しくは頒布又は閲覧若しくは観覧に供する目的をもつて作成された書籍、雑誌、文書、図画、写真、ビデオテープ及びビデオディスク並びにコンピュータ用のプログラム又はデータを記録したシー・ディー・ロムその他の電磁的方法による記録媒体並びに映写用の映画フィルム及

びスライドフィルムをいう。

三 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に
対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行
うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動
販売機又は自動貸出機をいう。

四 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看
板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出さ
れ、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

（平四条例一九・平九条例七五・平一六条例四三・一部改正）

（適用上の注意）

第三条 この条例の適用に当たつては、その本来の目的を逸脱して、これ
を濫用し、都民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（平二二条例九七・一部改正）

（青少年の人権等への配慮）

第三条の二 この条例の適用に当たつては、青少年の人権を尊重するとと
もに、青少年の身体的又は精神的な特性に配慮しなければならない。

（平九条例七五・追加）

（都の責務）

第四条 都は、青少年を健全に育成するために必要な施策を講ずるものと

する。

2 都は、都民、区市町村、事業者及び都民又は事業者で構成する団体並びに青少年の健全な育成にかかわる団体と協働して、前項の施策を推進するための体制を整備するものとする。

3 都は、区市町村その他の公共団体又は公共的団体が青少年の健全な育成を図ることを目的として行う事業について、これを指導し、助成するように努めるものとする。

4 知事は、毎年、青少年の健全な育成に関する都の施策の内容を都民に公表しなければならない。

(平一七条例二五・一部改正)

(保護者の責務)

第四条の二 保護者（親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に保護監督するものをいう。以下同じ。）は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚して、青少年を保護し、教育するように努めるとともに、青少年が健やかに成長することができるように努めなければならない。

2 保護者は、青少年の保護又は育成にかかわる行政機関から、児童虐待等青少年の健全な育成が著しく阻害されている状況について、助言又は指導を受けた場合は、これを尊重し、その状況を改善するために適切に対応する

ように努めなければならない。

(平一七条例二五・追加)

(都民の申出)

第四条の三 都民は、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるもの又は青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるものがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。

(平四条例一九・追加、平一七条例二五・旧第四条の二線下・一部改正)

第二章 優良図書類等の推奨等

(平二二条例九七・改称)

(優良図書類等の推奨)

第五条 知事は、次に掲げるもので、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

一 図書類で、その内容が特にすぐれていると認められるもの

二 映画、演劇、演芸及び見せもの（以下「映画等」という。）で、その内容が特にすぐれていると認められるもの

三 がん具その他これに類するもの（以下「がん具類」という。）で、その構造または機能が特にすぐれていると認められるもの

(平一六条例四三・一部改正)

(携帯電話端末等の推奨)

第五条の二 知事は、携帯電話端末又はPHS端末（これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。）で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないよう必要な配慮を行つていることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。

2 知事は、インターネット接続機器（インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるものをいう。）に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

3 知事は、前二項の規定による推奨をしようとするときは、東京都規則で定めるところにより、業界に関係を有する者、青少年の保護者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

(平二二条例九七・追加、平二九条例七四・一部改正)

(表彰)

第六条 知事は、青少年の健全な育成を図る上で必要があると認めるときは、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

一 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

二 青少年又は青少年の団体で、その行動が他の模範になると認められるもの

三 第五条の規定により知事が推奨した図書類、映画等及びがん具類で、特に優良であると認められるものを作成し、公衆の観覧に供し、又はこれらに関与したもの

四 次条の規定による自主規制を行つた者で、青少年の健全な育成に寄与するところが特に大であると認められるもの

(平二二条例九七・一部改正)

第三章 不健全な図書類等の販売等の規制

(図書類等の販売等及び興行の自主規制)

第七条 図書類の発行、販売又は貸付けを業とする者並びに映画等を主催する者及び興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条の興行場をいう。以下同じ。）を経営する者は、図書類又は映画等の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該図書類又は映画等を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は観覧させないように努めなければならない。

一 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しく

は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

二 漫画、アニメーションその他の画像（実写を除く。）で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

（平四条例一九・平一三条例三〇・平二二条例九七・一部改正）

（がん具類の販売等の自主規制）

第七条の二 がん具類の製造又は販売を業とする者は、がん具類の構造又は機能が、青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、緊密な連絡の下に、当該がん具類を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

（平一六条例四三・追加）

（刃物の販売等の自主規制）

第七条の三 刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に規定する刀剣類を除く。以下同じ。）の製造又は販売を業とする者は、刃物の構造又は機能が、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認めるときは、相互に協力し、

緊密な連絡の下に、当該刃物を青少年に販売し、又は頒布しないように努めなければならない。

(平一六条例四三・追加)

(不健全な図書類等の指定)

第八条 知事は、次に掲げるものを青少年の健全な育成を阻害するものとして指定することができる。

一 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

二 販売され、若しくは頒布され、又は閲覧若しくは観覧に供されている図書類又は映画等で、その内容が、第七条第二号に該当するもののうち、強姦等の著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの

三 販売され、又は頒布されているがん具類で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある

と認められるもの

四 販売され、又は頒布されている刃物で、その構造又は機能が東京都規則で定める基準に該当し、青少年又はその他の者の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの

2 前項の指定は、指定するものの名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによつてこれを行わなければならない。

3 知事は、前二項の規定により指定したときは、直ちに関係者にこの旨を周知しなければならない。

(平一三条例三〇・平一六条例四三・平二二条例九七・一部改正)

(指定図書類の販売等の制限)

第九条 図書類の販売又は貸付けを業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関して図書類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者（以下「図書類販売業者等」という。）は、前条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者及び営業に関して図書類を頒布する者は、指定図書類を陳列するとき（自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。以下この条において同じ。）は、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装しなければならない。

3 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、東京都規則で定めるところにより当該指定図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置かなければならない。

4 何人も、青少年に指定図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。

(平四条例一九・平一三条例三〇・平一六条例四三・平二二条例九七・一部改正)

(表示図書類の販売等の制限)

第九条の二 図書類の発行を業とする者(以下「図書類発行業者」という。)は、図書類の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体で倫理綱領等により自主規制を行うもの(以下「自主規制団体」という。)又は自らが、次の各号に掲げる基準に照らし、それぞれ当該各号に定める内容に該当すると認める図書類に、青少年が閲覧し、又は観覧することが適当でない旨の表示をするように努めなければならない。

一 第八条第一項第一号の東京都規則で定める基準 青少年に対し、性的感情を刺激し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

二 第八条第一項第二号の東京都規則で定める基準 漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く。)で、刑罰法規に触れる性交若しくは性交類

似行為又は婚姻を禁止されている近親者間における性交若しくは性交類似行為を、不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

2 図書類販売業者等は、前項に定める表示をした図書類（指定図書類を除く。以下「表示図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。

3 図書類発行者は、表示図書類について、青少年が閲覧できないように東京都規則で定める方法により包装するように努めなければならない。

4 図書類販売業者等は、表示図書類を陳列するとき（自動販売機等により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。）は、東京都規則で定めるところにより当該表示図書類を他の図書類と明確に区分し、営業の場所の容易に監視することのできる場所に置くように努めなければならない。

5 何人も、青少年に表示図書類を閲覧させ、又は観覧させないように努めなければならない。

（平一六条例四三・全改、平二二条例九七・一部改正）

（表示図書類に関する勧告等）

第九条の三 知事は、指定図書類のうち定期的に刊行されるものについて、当該指定の日以後直近の時期に発行されるものから表示図書類とするように

自主規制団体又は図書類発行業者に勧告することができる。

2 知事は、図書類発行業者であつて、その発行する図書類が第八条第一項第一号又は第二号の規定による指定（以下この条において「不健全指定」という。）を受けた日から起算して過去一年間にこの項の規定による勧告を受けていない場合にあつては当該過去一年間に、過去一年間にこの項の規定による勧告を受けている場合にあつては当該勧告を受けた日（当該勧告を受けた日が二以上あるときは、最後に当該勧告を受けた日）の翌日までの間に、不健全指定を六回受けたもの又はその属する自主規制団体に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の勧告を受けた図書類発行業者の発行する図書類が、同項の勧告を行つた日の翌日から起算して六月以内に不健全指定を受けた場合は、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、第二項の勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

5 知事は、表示図書類について、前条第二項から第四項までの規定が遵守されていないと認めるときは、図書類販売業者等又は図書類発行業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（平一六条例四三・追加、平二二条例九七・一部改正）

(東京都青少年健全育成協力員)

第九条の四 知事は、都民の協力を得て、第九条及び第九条の二の規定による指定図書類及び表示図書類の陳列がより適切に行われるように、知事が定めるところにより、東京都青少年健全育成協力員を置くことができる。

(平一六条例四三・追加)

(指定映画の観覧の制限)

第十条 興行場において、第八条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した映画（以下「指定映画」という。）を上映するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

2 何人も、青少年に指定映画を観覧させないように努めなければならない。

(平一六条例四三・平二二条例九七・一部改正)

(指定演劇等の観覧の制限)

第十一条 興行場において、第八条第一項第一号又は第二号の規定により知事が指定した演劇、演芸又は見せもの（以下「指定演劇等」という。）を上演し、又は観覧に供するときは、当該興行場を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、これを青少年に観覧させてはならない。

(平一六条例四三・平二二条例九七・一部改正)

(観覧等の制限の掲示)

第十二条 指定映画または指定演劇等を上映し、上演し、または観覧に供している興行場を経営する者は、当該興行場の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

(指定がん具類の販売等の制限)

第十三条 がん具類の販売を業とする者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに営業に関してがん具類を頒布する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、第八条第一項第三号の規定により知事が指定したがん具類(以下「指定がん具類」という。)を青少年に販売し、又は頒布してはならない。

2 何人も、青少年に指定がん具類を所持させないように努めなければならない。

(平一六条例四三・平二二条例九七・一部改正)

(指定刃物の販売等の制限)

第十三条之二 何人も、第八条第一項第四号の規定により知事が指定した刃物(以下「指定刃物」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

2 何人も、青少年に指定刃物を所持させないように努めなければならない。

(平一六条例四三・追加、平二二条例九七・一部改正)

(自動販売機等管理者の設置等)

第十三条の三 自動販売機等による図書類又は特定がん具類(性的感情を刺激するがん具類で、性具その他の性的な行為の用に供するがん具類及び性器を模したがん具類をいう。以下同じ。)の販売又は貸付けを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、東京都内に住所を有し、当該自動販売機等の管理を適正に行うことができる者でなければならない。

3 自動販売機等により図書類又は特定がん具類を販売し、又は貸し付けようとする者は、販売又は貸付けを開始する日の十五日前までに、当該自動販売機等ごとに、東京都規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 自動販売機等の機種及び製造番号
- 三 自動販売機等の設置場所
- 四 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号
- 五 前各号に掲げるもののほか、東京都規則で定める事項

4 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から十五日以内に、東京都規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第三項の規定による届出をした者は、東京都規則で定めるところにより、当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、自動販売機等業者及び自動販売機等管理者の氏名又は名称、住所その他東京都規則で定める事項を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

(平一三条例三〇・追加、平一六条例四三・旧第十三条の二繰下)

(自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等)

第十三条の四 自動販売機等業者は、指定図書類又は指定がん具類（特定がん具類であるものに限る。）を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等業者及び自動販売機等管理者は、当該自動販売機等業者の設置する自動販売機等に収納されている図書類又は特定がん具類が指定図書類又は指定がん具類となつたときは、直ちに当該指定図書類又は指定がん具類を撤去しなければならない。

(平一三条例三〇・追加、平一六条例四三・旧第十三条の三繰下・一部改正)

(自動販売機等に対する措置)

第十三条の五 自動販売機等業者は、表示図書類若しくは第八条第一項第一号若しくは第二号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類（指定図書類を除く。）又は特定がん具類（指定がん具類を除く。）を収納している自動販売機等について、青少年が当該図書類又は特定がん具類を観覧できず、かつ、購入し、又は借り受けることができないように東京都規則で定める措置をとらなければならない。

(平一六条例四三・追加、平二二条例九七・一部改正)

(自動販売機等の設置に関する距離制限)

第十三条の六 自動販売機等業者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）の敷地の周囲百メートルの区域内においては、前条に規定する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

(平一六条例四三・追加)

(自動販売機等に関する適用除外)

第十三条の七 前四条の規定は、他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書類又は特定がん具類を購入し、又は借り受けることができない場所に設置される自動販売機等については適用しない。

(平一三条例三〇・追加、平一六条例四三・旧第十三条の四繰下・一部改正)

(自動販売機等業者等への勧告)

第十三条の八 知事は、自動販売機等業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等業者が設置し、又は当該自動販売機等管理者が管理する自動販売機等に係る図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けの状況が、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、販売若しくは貸付けの方法又は自動販売機等の設置場所について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(平一六条例四三・追加)

(有害広告物に対する措置)

第十四条 知事は、広告物の形態又はその広告の内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく残虐性を助長するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、当該広告物の形態又は広告の内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(平一六条例四三・一部改正)

(質受け及び古物買受けの制限)

第十五条 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第一百五十八号）第一条第

二項に規定する質屋をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(次条第一項に規定する物を除く。)を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商(古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、青少年から古物(次条第一項に規定する物を除く。)を買い受けてはならない。

3 前二項の規定は、青少年が保護者の委託を受け、又は保護者の同行若しくは同意を得て、物品の質入れ又は古物の売却をするものと認められるときは、適用しない。

4 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年から質入れ又は古物の売却の委託を受けないように努めなければならない。

(平一六条例四三・全改、平一七条例二五・一部改正)

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第十五条の二 何人も、青少年から着用済み下着等(青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。)を買い受け、売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

2 何人も、前項に規定する行為が行われることを知つて、その場所を提供してはならない。

(平一六条例四三・追加)

(青少年への勧誘行為の禁止)

第十五条の三 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を売却するように勧誘すること。

二 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

三 接待飲食等営業（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第一項第一号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。

(平一六条例四三・追加、平二八条例五・一部改正)

(深夜外出の制限)

第十五条の四 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、深夜（午後十一時から翌日午前四時までの時間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由

がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

4 深夜に営業を営む事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、当該時間帯に、当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

(平一六条例四三・追加)

(深夜における興行場等への立入りの制限等)

第十六条 次に掲げる施設を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。

一 興行場

二 設備を設けて客にボウリング、スケート又は水泳を行わせる施設

三 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせ歌を行わせる施設

四 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは観覧又は電気通信設備によるインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館を除く。）

2 前項各号に掲げる施設を経営する者は、深夜において営業を営む場合は、当該営業の場所の入口の見やすいところに、東京都規則で定める様式による掲示をしておかなければならない。

(平一六条例四三・一部改正)

(立入調査)

第十七条 知事が指定した知事部局の職員は、この条例の施行に必要な限度において、図書類の販売若しくは貸付けを業とする者の営業の場所又は営業に関して図書類を頒布する者の営業の場所に営業時間内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

2 知事が指定した知事部局の職員及び警視総監が指定した警察官は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に営業時間（第六号に掲げる営業の場所にあつては、深夜における営業時間とする。）内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

一 興行場

二 がん具類若しくは刃物の販売を業とする者の営業の場所又は営業に関してがん具類若しくは刃物を頒布する者の営業の場所

三 自動販売機等業者の営業の場所

四 質屋又は古物商の営業の場所

五 第十五条の二第一項に規定する行為を行うために提供されている場所

六 前条第一項第二号から第四号までに掲げる施設を経営する者の営業の場所

3 前二項の場合において、知事が指定した知事部局の職員は東京都規則で、警視総監が指定した警察官は東京都公安委員会規則で定める様式による証票を携帯し、あらかじめ、これを関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平一六条例四三・一部改正)

(警告)

第十八条 前条第一項の知事が指定した知事部局の職員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 第九条第一項の規定に違反して青少年に指定図書類を販売し、頒布し、又は貸し付けた者

二 第九条第二項の規定に違反して同項の規定による包装を行わなかつた者

三 第九条第三項の規定に違反して同項の規定による陳列を行わなかつ

た者

2 前条第二項の知事が指定した知事部局の職員及び警視総監が指定した警察官は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 第十条第一項の規定に違反して青少年に指定映画を観覧させた者

二 第十一条の規定に違反して青少年に指定演劇等を観覧させた者

三 第十三条第一項の規定に違反して青少年に指定がん具類（特定がん具類であるものに限る。）を販売し、又は頒布した者

四 第十三条の三第五項の規定に違反して表示を怠つた者

五 第十三条の四第一項又は第二項の規定に違反して自動販売機等に指定図書類又は指定がん具類を収納し、又は撤去しなかつた者

六 第十三条の五の規定に違反して同条に規定する措置をとらなかつた者

七 第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、同条第一項の規定に違反して青少年から物品を質に取つて金銭を貸し付けた者

八 第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、同条第二項の規定に違反して青少年から古物を買受けた者

九 第十五条の三の規定に違反して同条各号に掲げるいずれかの行為を行つた者

十 第十二条又は第十六条第二項の規定に違反して掲示を怠つた者

3 第一項各号及び前項第一号から第九号までの各号のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人及びこれらの代理人に対しても、これらの項の規定による警告を発することができる。

4 第一項各号及び第二項第一号から第九号までの警告は、知事が指定した知事部局の職員が行う場合は東京都規則で、警視総監が指定した警察官が行う場合は東京都公安委員会規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

(平一三条例三〇・平一六条例四三・一部改正)

(審議会への諮問)

第十八条の二 知事は、第五条の規定による推奨をし、第八条の規定による指定をし、又は第十四条の規定による措置を命じようとするときは、第十九条に規定する東京都青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、前項の規定により、東京都青少年健全育成審議会の意見を聴くときは、第七条から第七条の三までに規定する自主規制を行つている団体があるときは、必要に応じ、当該団体の意見を聴かなければならない。

(平一六条例四三・追加)

第三章の二 青少年の性に関する健全な判断能力の育成

(平九条例七五・追加、平一六条例四三・改称)

(青少年の性に関する保護者等の責務)

第十八条の三 保護者及び青少年の育成にかかわる者（以下「保護者等」という。）は、異性との交友が相互の豊かな人格のかん養に資することを伝えるため並びに青少年が男女の性の特性に配慮し、安易な性行動により、自己及び他人の尊厳を傷つけ、若しくは心身の健康を損ね、調和の取れた人間形成が阻害され、又は自ら対処できない責任を負うことのないよう、慎重な行動をとることを促すため、青少年に対する啓発及び教育に努めるとともに、これらに反する社会的風潮を改めるように努めなければならない。

2 保護者等は、青少年のうち特に心身の変化が著しく、かつ、人格が形成途上である者に対しては、性行動について特に慎重であるよう配慮を促すように努めなければならない。

3 保護者は、青少年の性的関心の高まり、心身の変化等に十分な注意を払うとともに、青少年と性に関する対話を深めるように努めなければならない。

(平一七条例二五・全改、平二二条例九七・一部改正)

(青少年の性に関する都の責務)

第十八条の四 都は、青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るとともに、当該判断能力が形成途上であることに起因して、青少年の健全な育

成が阻害されないように、普及啓発、教育、相談等の施策の推進に努めるものとする。

(平九条例七五・追加、平一六条例四三・旧第十八条の三繰下、平一七条例二五・平二九条例七四・一部改正)

(安易な性行動を助長する情報を提供しないための自主的な取組)

第十八条の五 青少年に対して情報の提供を行うことを業とする者は、青少年の安易な性行動をいたずらに助長するなど青少年の性に関する健全な成長を阻害するおそれがある情報を提供することのないよう、自主的な取組に努めなければならない。

(平一七条例二五・追加)

(青少年に対する反倫理的な性交等の禁止)

第十八条の六 何人も、青少年とみだらな性交又は性交類似行為を行ってはならない。

(平一七条例二五・追加)

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第十八条の七 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に

関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ（以下単に「児童ポルノ」という。）又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求めること。

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

（平二九条例七四・追加）

第三章の三児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務

（平二二条例九七・追加・改称）

（児童ポルノの根絶等に向けた都の責務等）

第十八条の八 都は、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

2 都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めるものとする。

3 都は、みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、当該青少年がその受けた影響から回復し、自己の尊厳を保つて成長することができるよう、支援の

ための措置を適切に講ずるものとする。

(平二二条例九七・追加・一部改正、平二六条例一一六・一部改正、平二九条例七四・旧第十八条の六の二繰下・一部改正)

(青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る保護者等の責務)

第十八条の九 保護者等は、児童ポルノ及び青少年のうち十三歳未満の者であつて衣服の全部若しくは一部を着けない状態又は水着若しくは下着のみを着けた状態（これらと同等とみなされる状態を含む。）にあるものの扇情的な姿態を視覚により認識することができる方法でみだりに性欲の対象として描写した図書類（児童ポルノに該当するものを除く。）又は映画等において青少年が性欲の対象として扱われることが青少年の心身に有害な影響を及ぼすことに留意し、青少年が児童ポルノ及び当該図書類又は映画等の対象とならないように適切な保護監督及び教育に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関し、青少年のうち十三歳未満の者が前項の図書類又は映画等の対象とならないように努めなければならない。

3 知事は、保護者又は事業者が青少年のうち十三歳未満の者に係る第一項の図書類又は映画等で著しく扇情的なものとして東京都規則で定める基準に該当するものを販売し、若しくは頒布し、又はこれを閲覧若しくは観覧に供したと認めるときは、当該保護者又は事業者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

4 知事は、前項の指導又は助言を行うため必要と認めるときは、保護者及び事業者に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

(平二二条例九七・追加、平二九条例七四・旧第十八条の六の三線下)

第三章の四インターネット利用環境の整備

(平一七条例二五・追加、平二二条例九七・旧第三章の三線下)

(インターネット利用に係る都の責務)

第十八条の十 都は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、普及啓発、教育等の施策の推進に努めるものとする。

2 都は、青少年がインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害について適切に理解し、これらの除去に必要な知識を確実に習得できるようにするため、青少年に対して行われるインターネットの利用に関する啓発についての指針を定めるものとする。

(平二二条例九七・追加、平二九条例七四・旧第十八条の六の四線下)

(インターネット利用に係る事業者の責務)

第十八条の十一 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）を開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービス

(同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を提供する事業者は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスの性能及び利便性の向上を図るように努めなければならない。

2 青少年インターネット環境整備法第三十条第一号のフィルタリング推進機関並びに同条第二号及び第六号の民間団体は、青少年のインターネットの利用により青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じている実態を踏まえ、その業務を通じ、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの性能の向上及び利用の普及を図られるように努めるものとする。

3 インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第六項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。)は、インターネット接続役務(同条第五項に規定するインターネット接続役務をいう。)に係る契約を締結するに当たっては、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認し、利用者に青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供している旨を告知し、その利用を勧奨するように努めなければならない。

4 第十六条第一項第四号に掲げる施設を経営する者は、青少年が当該施設に備え付けられた機器によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用した機器又は青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を受けた機器の提供に努めなければならない。

5 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、その利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害並びにこれらの除去に必要な知識について青少年が適切に理解できるようにするための啓発に努めるものとする。

(平二二条例九七・全改・一部改正、平二九条例七四・旧第十八条の七繰下・一部改正)

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

第十八条の十二 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするとき又は青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、東京都規則で定めるところにより、保護者が携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をい

う。)が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により青少年がインターネット上の青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。)を閲覧することがないように適切に監督することその他の東京都規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録を含む。第三項において同じ。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の東京都規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第一項の規定により保護者から提出を受けた書面に記載又は記録をされた事項を、東京都規則で定めるところにより、保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第二項又は

前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第四項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

7 知事が指定した知事部局の職員は、第二項から第五項までの規定の施行に必要な限度において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所に営業時間内において立ち入り、調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(平二二条例九七・追加、平二九条例七四・旧第十八条の七の二繰下・一部改正)

(インターネット利用に係る保護者等の責務)

第十八条の十三 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めるとともに、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をす

ることを防ぐため、青少年のインターネットの利用状況を適切に把握し、青少年のインターネットの利用を的確に管理するように努めなければならない。

2 保護者等は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。

3 都は、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をした場合におけるその保護者に対し、必要に応じ、再発防止に資する情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

(平二二条例九七・全改、平二九条例七四・旧第十八条の八繰下)

第四章 東京都青少年健全育成審議会

(設置)

第十九条 第十八条の二第一項の規定に基づく知事の諮問に応じ、調査し、審議するため、東京都青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平一六条例四三・一部改正)

(組織)

第二十条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命または委嘱する委員二十人以内をもつて組織する。

- 一 業界に關係を有する者 三人以内
- 二 青少年の保護者 三人以内
- 三 学識経験を有する者 八人以内
- 四 關係行政機關の職員 三人以内
- 五 東京都の職員 三人以内

2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(平一三条例三〇・一部改正)

(委員及び専門委員の任期)

第二十一条 前条第一項第一号から第三号までの委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(平一三条例三〇・一部改正)

(会長)

第二十二条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第二十三条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第二十四条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員（会長である委員（第二十二条第三項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。）を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平四条例一九・一部改正)

(小委員会)

第二十四条の二 会長は、審議会の定めるところにより、第八条の規定による指定に関する事項について必要があると認めるときは、第十八条の二第一項の規定に基づく知事の諮問に応じて当該事項を調査し、審議するための小委員会を審議会に置くものとする。

2 小委員会は、会長（第二十二条第三項の規定により会長の職務を代理する委員を含む。以下この条において同じ。）及び会長が審議会の委員のう

ちから第二十条第一項各号に掲げる区分ごとに指名する委員五人をもつて組織する。

3 小委員会に委員長を置き、会長をもつて充てる。

4 小委員会は、委員長が招集する。

5 委員長は、小委員会を代表し、会務を掌理する。

6 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、小委員会の定足数及び表決数について準用する。

(平四条例一九・追加、平一三条例三〇・平一六条例四三・平二二条例九七・一部改正)

第五章 罰則

(罰則)

第二十四条の三 第十八条の六の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平九条例七五・追加、平一六条例四三・平一七条例二五・一部改正)

第二十四条の四 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第一項の規定に違反する行為をすることを業として行つた者

二 第十五条の二第二項の規定に違反した者

(平一六条例四三・追加)

第二十五条 第十八条第一項各号、同条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号から第九号まで又は同条第三項の規定による警告（同条第二項第四号に係る場合を除く。）に従わず、なお、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条第一項、第十一条、第十三条第一項（特定がん具類に関して適用される場合に限る。）、第十三条の四第一項若しくは第二項、第十三条の五、第十五条第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(平一六条例四三・全改)

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して、青少年に指定がん具類（特定がん具類を除く。）を販売し、又は頒布した者

二 第十三条の二第一項の規定に違反した者

三 第十四条の規定による知事の措置命令に従わなかつた者

四 第十五条の二第一項の規定に違反した者（第二十四条の四第一号に該当する場合を除く。）

五 第十五条の四第二項の規定に違反して、深夜に十六歳未満の青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者

六 第十六条第一項の規定に違反した者

七 第十八条の七の規定に違反した者

(平四条例一九・平一六条例四三・平二九条例七四・一部改正)

第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第三項若しくは第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条第一項の規定による知事が指定した知事部局の職員の立入調査又は同条第二項の規定による知事が指定した知事部局の職員若しくは警視總監が指定した警察官の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者及びこれらの項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は資料の提出の要求に応ぜず、若しくは虚偽の資料を提出した者

(平一六条例四三・全改)

第二十七条 第十八条第二項第四号又は同条第三項の規定による警告(同号に係る場合に限る。)に従わず、なお、第十三条の三第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(平一三条例三〇・追加、平一六条例四三・旧第二十六条の三繰下・一部改正)

第二十八条 第九条第一項、第十条第一項、第十一条、第十三条第一項、

第十三条の二第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項若しくは第二項、第十五条の三、第十五条の四第二項又は第十六条第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十四条の四、第二十五条又は第二十六条第一号、第二号若しくは第四号から第六号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(平一六条例四三・一部改正)

(両罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十四条の四から第二十七条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

(平一三条例三〇・平一六条例四三・一部改正)

(青少年についての免責)

第三十条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。

第六章 雑則

(委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項

は、東京都規則で定める。

(平一三条例三〇・平一六条例四三・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則 (平成四年条例第一九号)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二十五条から第二十七条までの改正規定は同年五月一日から、第二条、第七条及び第九条第二項の改正規定は同年六月一日から施行する。

2 第二十五条から第二十七条までの改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年条例第七五号)

この条例は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一三年条例第三〇号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第十八条第一項の改正規定（同項第一号の次に一号を加える部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成十三年九月三十日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二十五条中「第九条第一項若しくは第二項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えて適用するものとする。

3 この条例の施行の際、現に自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業としている者は、改正後の条例第十三条の二第三項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の十五日前」とあるのは、「平成十三年七月三十一日」とする。

附 則（平成一六年条例第四三号）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（「第十八条」を「第十八条の二」に改める部分に限る。）、第八条第一項に一号を加える改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、第十七条第一項第三号及び第四号の改正規定、同項に二号を加える改正規定、第十八条第一項第四号の改正規定（「指定がん具類」の下に「（特定がん具類であるものに限る。）」を加える部分に限る。）、同項第七号の改正規定、同項に三号を加える改正規定、第十八条の次に一条を加える改正規定、第十

九条の改正規定、第二十四条の二第一項の改正規定（「第十五条第一項」を「第十八条の二第一項」に改める部分に限る。）、第二十四条の三の改正規定（「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改める部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、第二十五条の改正規定（第十八条第二項第七号から第九号まで又は同条第三項の規定による警告（同条第二項第七号から第九号までに係る場合に限る。）に従わず、なお、第十五条第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定に違反した者に係る部分に限る。）、第二十六条の改正規定、第二十六条の二の改正規定、第二十六条の三の改正規定、第二十七条を削る改正規定、第二十八条の改正規定並びに第二十九条の改正規定 平成十六年六月一日

二 第二条の改正規定、第九条第一項の次に一項を加える改正規定、同条第二項の改正規定（「（自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）により図書類を販売し、又は貸し付ける場合を除く。）」を削る部分に限る。）、第九条の二の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定（第九条の三に係る部分に限る。）、第十六条の改正規定、第十八条に第一項として一項を加える改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）及び第二十五条の改正規定（第十八条第一項第二号又は同条第三項の規定による警告（同条第一項第二号に係る場合に限る。）に従わず、なお、第九条第二項の規定に違反した者に係る部分に限る。） 平成十六年七月一日

三 第十三条の三の改正規定（同条第三項を削る部分に限る。）、第十三条の四の次に二条を加える改正規定（第十三条の五に係る部分に限る。）、第十七条第一項第二号の次に一号を加える改正規定、第十八条第一項第五号の次に一号を加える改正規定及び第二十五条の改正規定（第十八条第二項第六号又は同条第三項の規定による警告（同条第二項第六号に係る場合に限る。）に従わず、なお、第十三条の五の規定に違反した者に係る部分に限る。） 東京都規則で定める日

（平成一六年規則第二九三号で平成一七年一月一日から施行）

2 この条例の施行の日から平成十六年五月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十五条第二項中「第七条」とあるのは「第七条から第七条の三まで」と、第十七条第二項中「第六号」とあるのは「第四号」と、第十八条第三項及び第四項中「第九号」とあるのは「第五号」と、第二十五条中「第十三条第一項（特定がん具類に関して適用される場合に限る。）」とあるのは「第十三条第一項」と、第二十六条の二中「第十三条の二第三項」とあるのは「第十三条の三第三項」と、第二十六条の三中「第十八条第一項第五号又は同条第二項」とあるのは「第十八条第二項第四号又は同条第三項」と、「第十三条の二第五項」とあるのは「第十三条の三第五項」と、第二十七条中「関係公務員」とあるのは「知事が指定した知事部局の職員の立入調査又は同条第二項の規定による知事が

指定した知事部局の職員若しくは警視総監が指定した警察官」と、「同項」とあるのは「これらの項」とする。

3 この条例の施行の日から附則第一項第三号に規定する日の前日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十三条の六中「前条に規定する自動販売機等」とあるのは「表示図書類若しくは青少年に対し性的感情を刺激し、残虐性を助長し、若しくは自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあり、第八条第一項第一号の東京都規則で定める基準に準ずる内容の図書類(指定図書類を除く。)又は特定がん具類(指定がん具類を除く。)を収納している自動販売機等」と、第十三条の七中「前四条」とあるのは「第十三条の三、第十三条の四及び前条」と、第二十五条中「同条第三項」とあるのは「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年東京都条例第四十三号)附則第二項及び第五項においてそれぞれ読み替えて適用される第十八条第三項」とする。

4 平成十六年六月一日から同月三十日までの間、附則第一項第一号の規定の施行による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十六条第一項中「深夜(午後十一時から翌日午前四時までの時間をいう。以下同じ。)」とあるのは「深夜」と、第十七条第二項第六号中「前条第一項第二号から第四号までに掲げる施設を経営する者」とあるのは「ボーリング場等経営者」

とする。

5 平成十六年六月一日から附則第一項第三号に規定する日の前日までの間、同項第一号の規定による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十八条第三項中「及び前項第一号から第九号まで」とあるのは「並びに前項第一号から第五号まで及び第七号から第九号まで」と、同条第四項中「及び第二項第一号から第九号まで」とあるのは「並びに第二項第一号から第五号まで及び第七号から第九号まで」とする。

6 この条例（第一項ただし書の規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年条例第二五号）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（「第四条の二」を「第四条の三」に改める部分に限る。）、第四条の二の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定、第十五条の改正規定、第十八条の三の改正規定、第十八条の四の次に二条及び一章を加える改正規定（第十八条の五及び第十八条の六に係る部分に限る。）並びに第二十四条の三の改正規定 平成十七年六月一日

二 第十八条の四の次に二条及び一章を加える改正規定（第十八条の七及び第十八条の八に係る部分に限る。） 平成十七年十月一日

2 この条例の施行の日から平成十七年五月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例目次中「第十八条の三一第十八条の六」とあるのは「第十八条の三・第十八条の四」とする。

3 この条例の施行の日から平成十七年九月三十日までの間、この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例目次中「第十八条の七一第十八条の九」とあるのは「第十八条の九」とする。

4 第一項第一号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年条例第九号）

この条例は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第九七号）

1 この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 平成二十三年一月一日

二 第二条の規定中目次の改正規定（「児童ポルノの根絶等に向けた都の責務（第十八条の六の二）」を「児童ポルノ及び青少年を性欲の対象として扱う図書類等に係る責務（第十八条の六の二・第十八条の六の三）」に、「（第十八条の七一第十八条の九）」を「（第十八条の六の四一第十八条の八）」に改める部分に限る。）、「第七条、第九条の三、第三章の三の章名及び第十

八条の六の二の改正規定、第三章の三中第十八条の六の二の次に一条を加える改正規定、第三章の四中第十八条の七の前に一条を加える改正規定、第十八条の七の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、第十八条の八の改正規定並びに第十八条の九を削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十三年四月一日

2 平成二十三年四月一日から同年六月三十日までの間、第二条の規定による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「新条例」という。）第九条の三第二項中「第八条第一項第一号又は第二号」とあるのは「第八条第一項第一号」とする。

3 新条例第九条の三第二項に規定する指定の回数の算定に当たっては、平成二十三年四月一日以後に新条例第八条第一項第一号の規定に該当するものとしてなされた指定及び同年七月一日以後に同項第二号の規定に該当するものとしてなされた指定を対象とする。

4 新条例第八条第一項第二号の規定（図書類の指定に係る部分に限る。）は、平成二十三年七月一日以後に発行された図書類について適用し、同日前に発行された図書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年条例第一一六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年条例第五号）

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年条例第七四号）

1 この条例は、平成三十年二月一日から施行する。ただし、第十八条の七の改正規定（同条を第十八条の十一とする部分を除く。）及び第十八条の七の二の改正規定（同条を第十八条の十二とする部分を除く。）は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成三〇年二月一日）

2 この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十八条の十二第四項から第七項までの規定は、第十八条の七の二の改正規定（同条を第十八条の十二とする部分を除く。）の施行の日以後にした契約について適用し、同日前にした契約については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

地域のみなさまにお願いします

登下校時の子どもたちを見守ってください



子どもが被害者になる事件が多発しています

事件から子どもたちを守るため、日頃から、朝のごみ出しや外周りの掃除、
植木の水やり、犬の散歩等で屋外に出る時間を子どもたちの登下校時に合わせ、
子どもたちを見守ってくださいますようお願いいたします。もし、防犯ブザー
や悲鳴が聞こえたら、その方向を見て、子どもの安否を確認してください。
そのうえで、不審者の特徴を110番通報してください。

また、防犯のためにも、夜間はできる限り門灯等で周囲を明るくするよう
お願いします。

☆ 登校時間 午前 7:45 ~ 8:40

☆ 下校時間 午後 1:30 ~ 7:00

調布市青少年問題協議会・調布市青少年補導連絡会

調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会・調布市・調布市教育委員会・調布警察署

問い合わせ先 調布市子ども生活部児童青少年課 ℓ042-481-7536

いじめや虐待のないまち宣言

「子ども 夢 すこやか まちづくり」 ～ いじめや虐待のないまち宣言 ～

子どもは、調布の「宝」、
「未来への希望」であり、子どもが夢と希望を持って健やかに育つことは市民共通の願いです。

しかし近年、全国的にみて子どもに関わるいじめや虐待が大きな社会問題となっています。とくに、子どもの尊い命が失われる痛ましい事件は、極めて深刻な憂慮すべき問題です。こうしたことは、いつでも、どこでも起こりうることを自覚すると同時に、これを未然に防ぐため、すべての大人が子どもたちを見守っていかなければなりません。

大人も子どもも一緒になって、いじめや虐待は絶対にいけない、絶対に許さないという強い心を持ち、家庭や学校等、地域で子どもを見守ることが大事です。そして、大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めることが大切です。

調布市は、家庭、学校等、地域、事業主と協働し、関係機関とも力を合わせ、いじめや虐待をなくし、子どもたちがあたたかい人間関係を育み、夢を持って健やかに育つことができるまちづくりをより一層進めていくことを宣言します。

平成19年5月5日

調 布 市

刊行物番号

2024-200

青少年健全育成推進者手帳 令和7・8年度版

発行日 令和7年3月

発行元 調布市子ども生活部児童青少年課